

前回部会（平成 31 年 1 月 25 日）における指摘事項及び事業者の見解

番号	指 摘 事 項	事 業 者 の 見 解
風車の影		
1	日の出直後の時間帯に風車の影が生じる予測結果となっており、健康に与える影響が大きいと考えられる。事後的な対応が難しいことを踏まえ、風車の影に対する措置について慎重に検討していただきたい。	<p>風車の影の影響については、地域住民との意見交換の場などでその有無を確認し、影響が確認された場合は、気象条件や季節変化を考慮した上で、稼働調整等を含めた環境保全措置について地域住民の皆様との協議を重ねながら、必要に応じて適切に対応していきます。</p> <p>なお、今後も風車の影についてはその影響について十分な説明を行えるよう、これまでと同様に定期的な意見交換の場を設け、地域住民の皆様のご理解が得られるよう努めます。</p>
動物・生態系		
2	事後調査を踏まえて実施する措置の内容について明らかにしていただきたい。	<p>事後調査の結果から環境影響の程度が著しいと判断された場合は、その原因の追究に努めるとともに、気象や期間等の諸条件を考慮しながら必要に応じた稼働調整を行う等、専門家等の指導・助言を得ながら適切な環境保全措置を決定します。</p> <p>なお、事後調査の実施前には稼働調整等も含めた追加的な措置についてあらかじめ検討し、具体化に向けてその内容や効果の有無について専門家等へのヒアリングを実施します。</p>
景観		
3	多数の風力発電機が既に立地していることについて、景観に対する苦情はあるか。	<p>(愛知県回答)</p> <p>田原市及び豊橋市に確認したところ、近接する既設の風力発電所について、景観に関する苦情は受けていないとのこと。</p>
4	鳥類に対して実施する彩色塗装が景観になじまないことも考えられることから、当該色彩が鳥類に重要であることを住民に丁寧に説明していただきたい。	<p>定期的実施している地域住民との意見交換の場において、鳥類に対する配慮も踏まえた風力発電機の彩色塗装であることについて、地域住民の皆様のご理解が得られるよう努めます。</p>

番号	指 摘 事 項	事 業 者 の 見 解
その他		
5	<p>評価書等について、事後調査を実施することも踏まえ、縦覧期間終了後も閲覧、印刷できるようにすべきではないか。</p>	<p>評価書手続きについては、地域住民の皆様に普段からご利用を頂いている田原工場厚生センターにおいて、縦覧期間終了後の事後調査期間を含めて引き続き閲覧できるようにし、地域住民の皆様の利便性向上に努めます。</p>